

前橋市監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、福祉部の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年3月13日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

内 監

平成31年3月13日

前 橋 市 長 山 本 龍 様  
前 橋 市 議 会 議 長 阿 部 忠 幸 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	中 里 武
同	笠 原 久

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 定期監査結果報告書

### 1 監査対象部局

#### 福祉部

社会福祉課、子育て支援課、子育て施設課、長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課、指導監査課

### 2 監査期間

平成31年1月18日から平成31年3月13日まで

### 3 監査対象

平成30年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成29年度も対象としました。

### 4 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

### 5 監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

#### (1) 福祉部社会福祉課（指摘事項2件）

##### ア 契約事務について（指摘事項）

##### (ア) 予定価格について

緊急一時宿泊（シェルター）事業業務において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。また、生活保護法及び中国残留邦人等支援法によるレセプト点検業務において、業務の実施伺で決裁を受けた予算額以上の金額で予定価格を設定し、指名競争入札を執行していた。更に、民生委員・児童委員委嘱状等の記名筆耕において、業務の実施伺に予定価格を記載しており、秘密の保持が確

保されていない状況であった。

契約規則、財務規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 請書の徴取について

2019年度版民生委員・児童委員手帳の購入において、総額10万円を超える購入を行っているが、物品売買請書を徴していなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 債権管理事務について（指摘事項）

生活保護費の返還金等において、納期限までに納付しない者に対し、納期限後20日以内に督促状を発していないものがあつた。

税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(2) 福祉部子育て支援課（指摘事項2件）

ア 契約事務について（指摘事項）

こども発達支援センター空調設備保守点検業務ほか複数の業務において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。

契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 債権管理事務について（指摘事項）

(ア) 督促状の納付期限について

児童扶養手当返還金の督促状に指定する納付期限において、督促状を発した日から10日以内としていなかった。

税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 督促状の記載事項について

児童手当等返還金の督促状において、財務規則第48条で規定する督促状に記載しなければならない事項のうち、年度及び納入場所を記載していなかった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 福祉部子育て施設課（指摘事項2件）

ア 契約事務について（指摘事項）

保育士就職前研修業務委託において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めておらず、見積書も徴していなかった。また、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約の目的、内容及び範囲、検査に関することが記載されていなかった。

契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（指摘事項）

子育てひろばの自動販売機の目的外使用許可において、財務規則第196条第2項で規定する許可書に記載しなければならない事項のうち、使用料が記載されていなかった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 福祉部長寿包括ケア課（指摘事項 3 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 履行確認について

介護予防活動ポイント制度事業委託契約業務において、1 か月ごとに実績報告書、3 か月ごとに業務一部完了報告書が提出されているが、適正な履行確認を行わずに委託料を支出していた。

契約規則、役務等業務に係る契約事務取扱要領にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 予定価格について

緊急通報システム（シルバーハウジング）委託業務、地域包括支援プランチ委託業務において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めておらず、適正な見積合わせを執行していなかった。

契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(ウ) 契約金額について

在宅医療・介護連携推進事業委託業務において、見積合わせを執行しているにもかかわらず、契約の相手方との事前協議をもとに積算した金額で契約を締結していた。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（指摘事項）

備品の管理において、財務規則第 230 条で規定する適正な備品確認を実施しておらず、既に廃棄済であるが不用の決定及び廃棄の事務処理を行っていないもの、所在は確認できたが表示標を貼付していないものがあり、前回の監査指摘事項の改善が不十分な状況であった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

ウ 債権管理事務について（指摘事項）

老人福祉施設入所者負担金において、納期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、納期限後 20 日以内に督促状を発していなかった。

税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(5) 福祉部介護保険課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 福祉部障害福祉課（指摘事項 2 件、要望事項 2 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 業務委託契約の事務処理について

第三福祉作業所等複合福祉施設日常清掃業務委託契約において、見積合わせを総額見積もりのみで執行し、各月の支払額や単価等について契約書に明記されていないにもかかわらず、月ごとに支払いを行うものとしていた。また、委託期間についても年度を超えるものとなっていた。更には、

聴き取り調査時点で業務完了部分についての支払いに関する事務処理が行われていなかった。

見積条件や契約内容について再度精査し、契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアル等にのっとり適正な仕様書等を提示したうえで見積合わせを執行し、正確を期した契約書を取り交わすよう改善するとともに、委託料の支払いなど日々の事務についても適正に行うよう改善されたい。

(イ) 指名業者の選定について

障害者教養文化体育施設電子複合機（カラー）賃貸借及び保守点検業務において、契約規則第13条第1項では、指名競争入札に参加させようとする者を3者以上指名するものと規定しているが、特別な事情もなく指名競争入札の選定業者を2者として入札を実施していた。

前回の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再認識し、契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(ウ) 予定価格と見積合わせについて

重度身体障害者緊急通報電話設置事業委託業務、手話奉仕員養成講座（手話講習会）委託業務ほか複数の契約において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。また、手話奉仕員養成講座（手話講習会）委託業務ほか複数の契約では見積合わせを実施していなかった。

契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(エ) 見積合わせの実施及び請書の徴取について

第三福祉作業所トイレ手洗器自動水栓センサー交換において、予定価格が10万円を超えているが、見積合わせを実施せず、契約の相手方から請書を徴していなかった。

契約規則、少額工事事務処理要領にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 債権管理事務について（指摘事項）

心身障害者扶養共済負担金において、履行期限までに納入しない者に対し、債権の管理に関する条例施行規則第3条で規定する履行期限後20日以内に督促状を発していないものがあった。また、督促に指定する履行期限についても督促を発した日から10日以内としていないものがあった。

債権の管理に関する条例、同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

ウ 補助金と委託契約について（要望事項）

在宅障害者社会適応訓練事業において、障害福祉関係団体に業務委託を行っているが、受託者は本市から団体活動費の補助を受けている団体であり、業務委託の内容が補助対象事業と重複しているなど、業務委託部分について明確に判断できない状況であった。

事業の目的や内容、市の関わり方などについて検証した上で、補助事業との統一を図るなど、より適正な事務執行となるよう見直しを図られたい。

エ 障害者教養文化体育施設の維持保全について（要望事項）

(ア) 玄関ホール及び廊下の照度について

障害者教養文化体育施設において、玄関ホール及び廊下の照度を測定したところ、10ルクスから180ルクスであった。

建築物の人工照明による照度基準は、日本工業規格 Z9110 で定められており、例として事務所の用途に供する建築物の廊下の照度基準は100ルクスとなっていることから、現状では照度の不足が認められる。

当該建築物の利用者及び利用形態に鑑み、施設の円滑な利用並びに安全性の確保などの観点から、必要十分で、かつ適切な照度となるよう見直しを図られたい。

(イ) 施設の修繕について

障害者教養文化体育施設において、玄関ホール及び廊下の壁面下部に取り付けられている塩化ビニール製の幅木が各所で剥離し、なくなっている状態であった。また、残存している幅木にあっても、剥がれかけている部分が各所で見受けられた。更に、体育館（アリーナ）の窓部分に設置された遮光用カーテンにあっては、複数枚で破損している状態であった。

財務規則第184条第1項第2号では、主務課長はその事務を所掌する公有財産について、常に維持保全状況の適否を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定していることから、当該部分について早期に修繕を行うなど、財務規則にのっとり適切な維持保全の措置を講じられたい。

(7) 福祉部指導監査課（指摘事項1件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

総合福祉会館の目的外使用において、光熱水費に係る実費が発生するが、実費徴収を行っていないものがあつた。

行政財産使用料条例、行政財産目的外使用許可取扱基準にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(8) 福祉部（要望事項1件）

ア 福祉部全体における内部統制の強化について（要望事項）

今回の定期監査において、契約事務、財産管理事務、債権管理事務における基本的な事務処理誤りが、福祉部の複数の所属で多数見受けられた。

このことは、担当職員の認識不足だけでなく、係員相互での確認作業が不十分なことや管理職によるチェック体制が機能していないこと、事務手続きの前例踏襲などに起因しているものと考えられる。

今回の定期監査の結果を踏まえ、財務事務の執行に当たっては、管理職がリーダーシップを発揮し、内部統制機能の強化を図るとともに、職員一人ひとりが前例踏襲することなく、事務処理手続きの合規性や効率性などについて積極的な検証を行い、適正な事務の遂行に努められたい。